

精子の凍結に関する石渡産婦人科病院の規定（2024年3月15日現在）

この規定は石渡産婦人科病院（以下当院）独自のものです。当院で精子凍結保存を実施される方には必ず守っていただきます。ただし、日本産婦人科学会および厚生労働省の指示に従い、予告なしに変更される場合があります。

凍結期間

- ・ 精子の凍結保存期間は、凍結日から1年です。
（例：2023年4月1日に凍結した場合、2024年4月1日までが保存期間です。）
この期間の保存料金は凍結料金に含まれます。

凍結期間満了後

- ・ 当院からの保存期間満了等の連絡の義務はないものとします。
- ・ 延長の場合
保存月と同月に、当院のホームページから凍結延長依頼書をダウンロード・印刷して、署名捺印の上、料金を添えてご自身、親権者、配偶者のいずれかにより手続きを行っていただきます。
延長期間は1年間とし、毎年同月に更新していただきます。
日曜祝日を除く月・火・水・金曜日は11時から17時までに、木・土曜日は10時から11時30分までに凍結延長依頼書と延長料金をご持参ください。
確認作業の為、お時間を頂く場合もございます。予めご了承下さい。
凍結延長依頼書と延長料金を別々にお受けすることは出来ません。
どちらかが不足している場合、手続きは未完了として延長依頼を放棄したものとみなします。
- ・ 廃棄の場合
保存期間中いつでも受け付けます。
当院のホームページから廃棄依頼書をダウンロード・印刷して、署名捺印の上、ご自身、親権者、配偶者のいずれかにより手続きを行っていただきます。
来院が難しい場合には、「廃棄依頼書在中」と封筒に記載の上廃棄依頼書を郵送してください。
【郵送先】〒310-0041 水戸市上水戸1-4-21 石渡産婦人科病院 研究室 宛
- ・ 保存期間内に本人より当院に連絡がない場合、延長の意思がなく精子の所有権を放棄したものとみなし、凍結精子の処分権は当院に帰属し廃棄処分します。
期間内に延長手続きが完了せず、すでに凍結精子が廃棄済みであった場合の異議申し立ては一切受け付けません。
また、期間を過ぎてから「まだ廃棄されずに残っているか」などのお問い合わせにはお答え出来ません。

費用について

- ・ 凍結保存期間を延長する場合、更新は1年毎で1年間13,200円（税込）＋事務手数料5,500円（税込）がかかります。
- ・ 複数回採取分の凍結精子がある場合、採取日ごとに保存期間が変わります。延長料金も採取日ごとにかかります。
- ・ 凍結保存期間中に当院で定める保存料金の増減や保存期間の変更があった場合、保存期間の更新手続き時より、改定された最新の保存費用や保存期間が適用されます。
- ・ 凍結保存期間内に融解または廃棄した場合、凍結保存料金および延長を返金することは出来ません。

免責

- ・ 天災、災害、疫病、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当院の責任に帰することが出来ない事由で凍結精子が損傷もしくは紛失する可能性があります。これにより精子が損傷または紛失した場合、患者の意思に関わらず廃棄となります。
- ・ 不可抗力による精子の損傷、紛失について、当院はその責を一切負わないものとします。その場合、凍結までにかかった治療費、凍結料金、延長料金等の返金は致しません。
- ・ 凍結保存は凍結してある精子の生存性および品質を保証するものではありません。生存性および品質は、凍結時の精子の品質と凍結当時の一般的な医療技術水準によって異なります。

注意事項

- ・ 連絡先（住所および電話番号）が変更になる場合、速やかに当院へご連絡下さい。連絡が取れなくなった場合、所有権を放棄したものとみなし、処分権は当院に帰属するものとします。
- ・ 本人が未成年者の場合、凍結および凍結延長保存には親権者の同意が必要となります。（18歳になりましたら、改めて同意書を提出していただきます）
- ・ 本人が死亡した場合、日本産科婦人科学会の会告「凍結精子は本人が死亡した場合、廃棄される」に従い、凍結精子は廃棄します。
- ・ 転院する場合、凍結精子を希望する施設へ移送することが可能です。当院のホームページから輸送に関する同意書をダウンロード・印刷して、署名捺印の上、提出していただきます。受入先の決定、手続き、移送等は本人または親権者、配偶者の責任の元、本人または親権者、配偶者に行っていただきます。
- ・ 凍結精子の売買はできません。
- ・ 婚姻中に凍結した精子は、婚姻継続の有無に関わらず所有権は男性にあるとみなします。